平成２８年（フ）第２２号
栃木県大田原市桧木沢338番地68
破産者　長嶋　善幸
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第５２号
栃木県那須塩原市前弥六224番地10、商業登記簿上の住所栃木県那須塩原市島方637番地４
破産者　ファイブスターティーチャーズ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第５３号
岡山県英田郡西粟倉村大字坂根346番地、前住所栃木県那須塩原市前弥六224番地10
破産者　佐藤　陽子（旧姓荻野）
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２８年（フ）第１７０５号
名古屋市西区稲生町１丁目30番地　キャッスルサンセブン301号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市千種区千代が丘１番106―302号千代が丘団地
破産者　有限会社貫目商店
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１１号
大阪市中央区農人橋２丁目１番35号　第８松屋ビル
破産者　Ｆｒｅｉｇｈｔｐｌｕｓ　Ｊａｐａｎ株式会社
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６２６号
大阪市中央区中寺１丁目４番23号
破産者　株式会社パープルライト
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５８３号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目７番13号
破産者　ワイ・エス・インターナショナル有限会社
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３１号
大分市大字高瀬425番地の１
破産者　一般社団法人生学舎
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１４０号
北海道苫小牧市木場町１丁目４番12号
破産者　株式会社北大ゼミナール
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第３３号
千葉県鴨川市坂東805番地25
破産者　一和建設株式会社
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

平成２８年（フ）第１３０号
三重県四日市市ときわ３丁目16番１号
破産者　唐沢奈那子
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２８年（フ）第２９０号
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目22番30―305号
破産者　折野電設株式会社
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６３７号
兵庫県西宮市北名次町１番８号
破産者　ロイヤルハウジング株式会社
1　決定年月日　平成29年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第５８２号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原423番地の10
破産者　後藤　真樹
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６８１号
北九州市小倉北区日明２丁目16番12―301号
破産者　中山　雄司
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第８号
鹿児島県鹿屋市寿２丁目12番３号　ウエストサイド寿102号
破産者　国分美保子
1　決定年月日　平成29年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第８８３号
札幌市東区北26条東４丁目１番12号　サン・ドエルＢ202号
破産者　倉貫　元美
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８０９号
札幌市南区真駒内256番地17
破産者　蓮野　季衣
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５３号
仙台市青葉区桜ケ丘２丁目３―22　コーポミリオンリーフ102号、住民票上の住所仙台市泉区将監５丁目１番25―46号
破産者　氏家美紀子
1　決定年月日　平成29年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係